

肝属保健医療圏

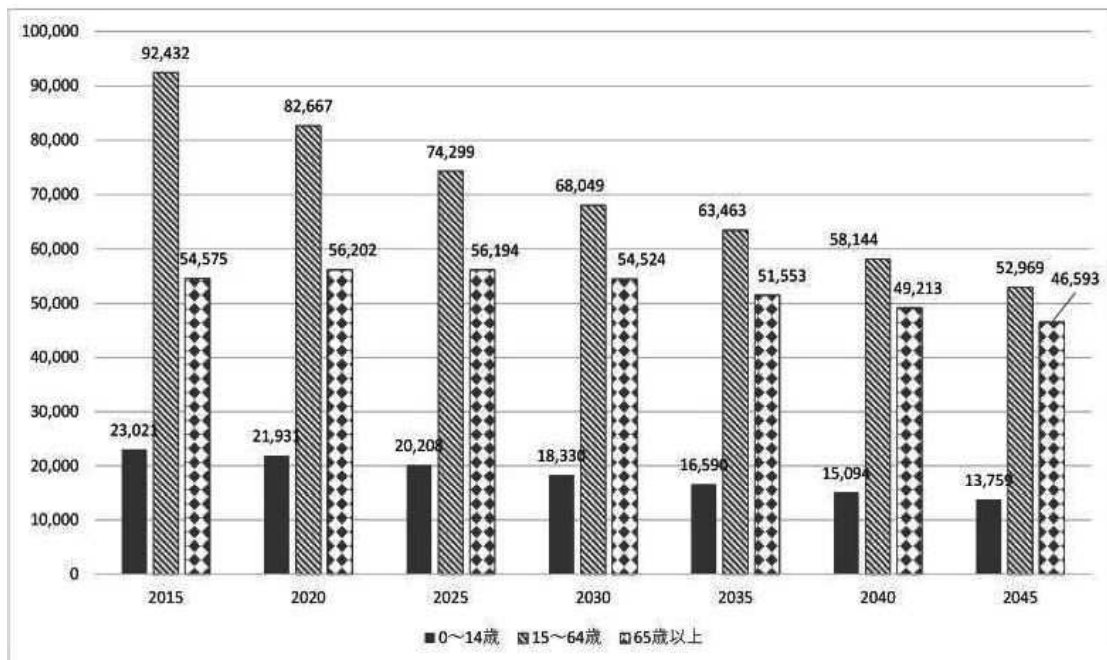
8 肝属保健医療圏

【現状と課題】

ア 人口構造の変化の見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所によると、肝属保健医療圏の総人口は、2045年には2015年より56,707人減少し、113,321人と推計されています。
- 0歳以上15歳未満、15歳以上65歳未満の人口は減少が続く見込みです。
- 65歳以上の人口は2020年をピークに、その後減少する見込みです。

【図表11-2-20】 2015年から2045年にかけての年齢3区分別人口の推移（肝属保健医療圏）



（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」）

イ 医療連携体制等

（ア）疾病別

a がん

- 肝属圏域の悪性新生物による令和3年の死亡数は552人で、死亡率（人口10万対）は375.3と、県の341.7を上回る水準で推移しています。
- 悪性新生物のSMR（標準化死亡比）は、男性は垂水市、肝付町、東串良町、女性は肝付町、垂水市、東串良町が国より高くなっています。
- 令和3年の主な部位別の死亡状況の推移を見ると、死亡数、死亡率ともに肺がんが121人、82.3と最も高くなっています。

- 患者が統一した治療方針に基づいて治療を受けられるよう、地域連携クリティカルパスに対する医療機関への理解促進や、効果的な運用、体制づくりが必要ですが、圏域におけるパスの活用状況は低い状況です。

b 脳卒中

- 肝属圏域における脳血管疾患による令和3年の死亡数は、197人（男性98人、女性99人）で、死亡率（人口10万対）は男女ともに県を上回っています。
- 脳血管疾患のSMR（標準化死亡比）は、男女ともすべての市町で全国より高く、市町別では、男性は錦江町、東串良町が高く、女性においても錦江町、東串良町が高い状況です。
- 早期診断、早期治療により、高い治療効果が見込まれ、後遺症も軽くなることから、急性期の適切な医療が提供できる体制が必要です。
- 合併症の予防や機能回復・向上等のため急性期、回復期、維持期の各病期に合わせたリハビリテーションを行う体制の充実を図る必要があります。

c 心筋梗塞等の心血管疾患

- 肝属圏域における急性心筋梗塞による令和3年の死亡率（人口10万対）は、男性46.9、女性48.2で、男女とも県を上回っている状況です。
- 急性心筋梗塞が疑われる場合には、速やかに救急要請し、急性期の治療を行う医療機関へ搬送する体制の整備が重要です。肝属圏域には、急性心筋梗塞や解離性大動脈瘤の救急対応及び根治的治療等も対応可能な病院が1か所あります。
- 心血管疾患リハビリテーションは、心機能の回復だけでなく、再発予防やリスク管理等様々な要素の改善を目的に行われます。肝属圏域では、令和4年3月末現在、心血管疾患リハビリテーションを実施可能な医療機関が4か所あります。

d 糖尿病

- 令和3年度市町村国保における特定健康診査受診者のうち糖尿病治療薬服用者の割合は男性15.3%（769人）、女性9.4%（554人）で、県と同程度ですが、平成27年度と比較すると増加傾向であり、早期発見・早期治療への取組や適切な治療の継続が重要です。（県男性15.2%、女性8.6%）
- 肝属圏域の市町村国保における特定健康診査実施率は年々伸びていますが、令和3年度は42.0%で県と同程度となっています。一方、特定保健指導実施率は年々伸びており、令和3年度には、国の目標値である60%を超えています。
- 糖尿病の治療には、食事・運動・薬物療法による血糖値の管理及び血圧・脂質・体重等の管理を行い、これらの治療を専門医療機関とかかりつけ医の連携の下、継続的に行う必要があります。令和4年度医療施設機能等調査では、肝属圏域で糖尿病管理の教育入院ができる医療機関は6カ所、糖尿病専門医が在籍する医療機関は4カ所です。

e 精神疾患

- 肝属保健医療圏における精神科病院入院患者は、疾患別で、統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害、次いで認知症等の器質性精神障害の順に多くなっています。
- 令和4年の自殺者数は32人となっています。(令和4年人口動態統計)
- 令和4年県民保健医療意識調査では、男性の36.7%が「自分は役に立つ人間だと考えることができない」、女性の53.7%が「以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる」と回答しており、全体の54.4%にうつの可能性がります。

(イ) 事業別

a 救急医療

- 夜間の内科・小児科・外科は、大隅広域夜間急病センターで対応しています。電話相談も実施しており、運営継続のためにも住民の適正利用が重要です。令和3年度、1日平均利用者は10.5人で鹿屋市住民の利用が72.7%、電話相談は11.7人でした。
- 救急告示医療機関は10医療機関あり、要入院の重症救急患者(二次救急)は、県民健康プラザ鹿屋医療センター(以下、鹿屋医療センター)、肝属郡医師会立病院、垂水中央病院を中心に管内医療機関の協力に対応しています。
- 令和3年、救急搬送先の医療機関所在地は、大隅肝属地区では4.0%、垂水市地区では43.8%が管轄外となっています。病院までの搬送に要した時間は大隅肝属地区は43.9分、垂水地区は50.4分でした。
- 鹿児島市立病院を基地病院とするドクターヘリは、令和4年、75件出動しています。
- 大隅地域救急業務高度化協議会において、メディカルコントロール体制を整備し、医療機関との連携を図りながら応急処置の質の向上を図っています。

b 災害医療

- 圏域では、鹿屋医療センターが災害拠点病院に指定されており、災害時に多発する重篤な救急患者への対応、救護所等からの患者の受入れや広域搬送への対応を行うこととしています。
- 県災害派遣医療チーム(DMAT)を保有する指定病院は、令和5年度末現在、圏域には、3病院(鹿屋医療センター、池田病院、大隅鹿屋病院)ありますが、災害対応の長期化等に備え、体制の強化を図る必要があります。また、災害時に被災した精神科医療機関の支援等を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、圏域には整備されていないため整備を促進する必要があります。

c 新興感染症発生・まん延時における医療

- 平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制の確保を図る必要があります。
- かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診できる体制の整備や、地域医療連携の強化を図ることも必要です。

- 第二種感染症指定医療機関として、県民健康プラザ鹿屋医療センターの4床を確保しています。
- 令和4年度県民保健医療意識調査によると、感染症対策に重要なこととして、肝属圏域では、「感染症防止に対する正しい知識の普及啓発」(69.1%)が最も高く、次いで「迅速な情報提供体制の整備」(46.7%)、「医療機関・薬局等におけるPCR検査等病原体検査の体制整備」(45.0%)の順となっています。

d へき地医療

- 令和4年度に厚生労働省が実施した無医地区等調査及び無歯科医地区等調査によると、圏域には、無医地区が1地区(南大隅町大中尾地区)、準無医地区が7地区あります。また、無歯科医地区が6地区、準無歯科医地区が2地区あります。
- へき地診療所を支援するへき地医療拠点病院として、鹿屋医療センター、肝属郡医師会立病院、垂水市立医療センター垂水中央病院及び恒心会おぐら病院の4施設が指定されており、へき地診療所へ医師を派遣しています。

【図表11-2-21】へき地医療関連機関の位置図(令和5年4月1日現在)



e 周産期医療

- 大隅小児科・産科医療圏において、令和5年4月現在、産科・産婦人科を標榜する医療機関は7施設、このうち分娩取扱施設は4施設で、全て鹿屋市にあります。開業助産所では、1施設が分娩を取り扱っています。鹿屋医療センターが、地域周産期母子医療センターに認定されており、NICUに準ずる病床は4床あります。
- 分娩取扱医療機関の産科医師数(常勤換算)は令和5年現在で、8.5人で、県と比較して少なく、産科医一人当たりの分娩件数が135.5件と県より多くなっています。また、助産師数は、出生千人当たりで24.6人と県全体の39.6人より少なくなっています。
- 肝属圏域の周産期医療は、鹿屋医療センターと開業医が連携して行っています。ハイリスク妊産婦管理やリスクが高い緊急分娩は、鹿屋医療センターで対応し、更に対応が難しい場合は、鹿児島市立病院や鹿児島大学病院、宮崎県内医療機関等へ母胎搬送されています。

f 小児医療

- 肝属圏域における小児の死亡は、令和4年は、0歳が1人、1～4歳で1人、5～9歳で0人、10～14歳は0人となっています。
- 小児救急医療については、第一次救急医療は開業医やかかりつけ医等で対応し、第二次救急医療は、鹿屋医療センターが担当しています。
- 夜間の初期小児救急医療については、鹿屋市に開設されている「大隅広域夜間急病センター」（19:00～翌日7:00）において対応しています。
- 令和4年度県民保健医療意識調査によれば、地域において不自由を感じている診療科目として小児科を挙げている人の割合は肝属圏域9.2%であり、県6.7%に比べて高くなっています。

(ウ) 在宅医療

- 肝属圏域には、在宅療養支援病院3箇所、在宅療養支援診療所28箇所があります。前回の計画策定時（H30年度）に15箇所あった在宅療養支援歯科診療所は6箇所と減少しています。今後、高齢化や医療的ケア児及び精神障害者等の在宅移行に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、急変時の医療機関受入れ体制など在宅医療体制の整備に向けた取組がさらに必要です。
- 大隅地域では、平成29年度に入院患者の円滑な在宅への移行を図るため「大隅地域入院支援ルール」を策定し運用していますが、漏れ率0%を目指して医療・介護の関係者の話し合いの継続が必要です。
- 令和4年度県民医療意識調査によると、20歳以上の男女の「入院以外の医療や介護を受ける場所（住まい）として適している場所」、「自分の最期を迎えたい場所」として最も多かったのは「自宅」で、それぞれ39.8%、39.5%と平成28年度調査より増加しています。一方、実際に自宅でなくなる方は10%未満となっています。

【施策の方向性】

(ア) 疾病別

a がん

- がんのリスクを高める要因とされる生活習慣の改善や肝炎ウイルス検査、子宮頸がん予防（HPV）の普及啓発などに取り組みます。
- がんの早期発見や受診率向上に向け、関係団体と連携し、がん検診受診の普及啓発を引き続き行います。
- 地域連携クリティカルパスの効果的な運用に努め、患者が統一した治療方針に基づいた診療が受けられるようにします。

b 脳卒中

- 生活習慣の改善等による疾病の予防や、発症後における基礎疾患や危険因子の適切な

管理を行うとともに、救急搬送体制の整備、急性期における医療体制の充実と各病期におけるリハビリテーション及び介護が連携し、継続した支援が実施される体制の強化を促進します。

- 県民一人ひとりが栄養、休養等の実践による脳卒中予防に取り組めるよう、関係団体等と連携して、健康づくりを支援する社会環境の整備を促進します。
- 廃用症候群や合併症の予防及びセルフケアの早期自立を目的として、急性期から一貫したリハビリテーションを促進します。
- 地域連携クリティカルパスの体制作りや効果的な運用に努め、患者が統一した治療方針に基づいた診療が受けられるようにします。

c 心筋梗塞等の心血管疾患

- 急性心筋梗塞の危険因子となる生活習慣病の改善や適切な治療を促進し、関係団体と連携して、健康づくりを支援する社会環境の整備を促進します。
- 肝属圏域は広大な地域で、医療機関から遠隔の地域も多いため、発症後できるだけ短い時間で、専門的な診療が受けられるような体制の整備と、合併症・再発の予防及び早期在宅復帰を目的とした心血管疾患リハビリテーションが可能な体制の促進に努めます。
- 急性期から回復期・維持期を経て在宅療養に至るまで、切れ目のない連携体制の構築を促進します。

d 糖尿病

- 糖尿病の予防のための正しい知識の普及や生活習慣の改善、特定健康診査・特定保健指導を推進し、危険因子の早期発見、早期治療、重症化予防を促進します。
- 市町、県民健康プラザ健康増進センターや国立大学法人鹿屋体育大学、医師会等と協働で、あらゆる機会を活用し、糖尿病やメタボリックシンドローム、肥満の予防に関する情報提供や健康づくりを支援する社会環境の整備を促進します。
- 圏域の全市町において、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施しています。
- 治療及び合併症予防のため、医療や行政の専門職種が連携して、食生活、運動、定期的な歯科検診の受診等、生活習慣の改善等に関する指導や、未治療者への受診勧奨、治療中断者に対する支援を行う体制の充実に努めます。

e 精神疾患

- 住民一人一人が、こころの健康問題の重要性を認識し、自身や周囲の方々の不調に気づき、適切に対処できるよう、正しい知識の普及啓発や相談・訪問支援等の充実に努めます。
- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉関係者の協議の場を通じて、地域移行への理解の促進、住居、医療、介護、障害福祉サービス等の充実を図り、

関係機関と連携し、安定した地域生活を目指した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

- 「肝属地区自殺対策ネットワーク会議」等を開催し、関係機関が連携して生きづらさのない地域づくりに総合的に取り組みます。
また、自殺未遂者の再企図を防止するため、必要な支援に繋ぐ体制整備に取り組み、未遂者支援の充実に努めます。

(イ) 事業別

a 救急医療

- 救命率向上や後遺症の軽減等を図るため、鹿児島市等の圏域外への救急搬送については、ドクターヘリを有効に活用し、迅速な対応に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、救急搬送体制の充実・強化に努めます。
- 大隅地域救急業務高度化協議会において、引き続き、メディカルコントロール体制を整備し、医療機関との連携を図りながら、応急処置の質の向上を促進します。
- 病状に応じた受診機関の選定など、救急医療に対する住民の正しい理解を促進するため、引き続き市町や保健・医療関係機関団体等との連携のものとし、各種広報媒体等を活用した普及啓発に努めます。また、身近な救急医としての「かかりつけ医」の普及・定着を促進すると共に、夜間急病センターの機能や役割等を周知し、夜間・休日の適正受診の啓発を促進します。

b 災害医療

- 平時から災害を念頭において関係機関と連携を図り、災害の種類や規模に応じて利用可能な限られた医療資源を最大限活用できる災害医療体制の整備を推進します。
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用して地域医療の提供状況を把握・評価し、郡市医師会等関係機関と連携を図ります。
- 被災地や避難所での衛生管理や、被災者・要配慮者の健康管理、感染症のまん延防止、こころのケア等の保健活動が適切に行われるよう市町や医療機関等との連携に努めます。

c 新興感染症発生・まん延時における医療

- 入院体制の検討に当たっては、地域医師会や病院団体等とも連携し、また、発熱外来体制の検討に当たっては、郡市医師会等とも連携して医療提供体制の確保の検討を行います。
- 新興感染症入院患者や外来患者等へ適切な医療を提供できるように、第二種感染症指定医療機関との連携を図ります。

d へき地医療

- へき地医療を確保するため、へき地医療拠点病院、郡市医師会等との連携体制を強化し、へき地における医療の確保に努めます。

- へき地における歯科医療体制，看護職等への支援方策について関係機関と連携を図りながら取組を推進します。

e 周産期医療

- 鹿屋医療センターを中心に開業医等との連携体制を維持しながら，総合的な周産期医療連携体制の維持に努めます。
- ハイリスクなケースに対しては，鹿児島市立病院や鹿児島大学病院，宮崎県内の医療機関等との連携により，高度専門的な医療を効果的に提供できる体制の維持に努めます。
- 産科医の減少や分娩取扱医療施設の地域偏在化が見られることから，地域の分娩施設の維持・確保に努めます。
- 母体の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため，圏域外への救急搬送については，ドクターヘリ等を有効に活用し，迅速な対応に努めるとともに，関係機関との連携体制の充実・強化に努めます。

f 小児医療

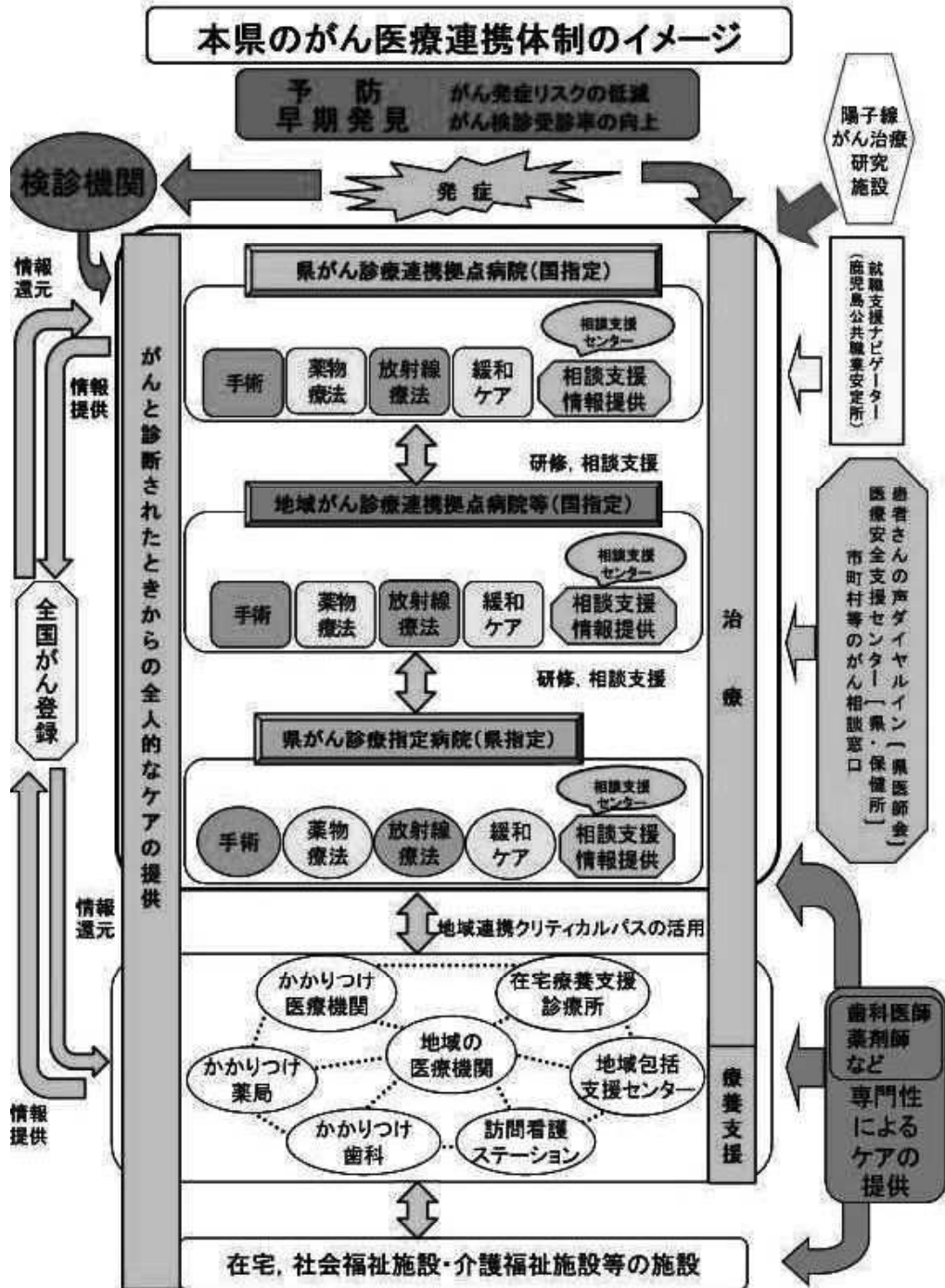
- 小児医療については，限られた医療資源を効率的に活用していく観点から地域の特性に応じた連携体制の構築に努めます。また，在宅において療養・療育を行っている児や家族の支援に努めます。
- 小児がん等の小児慢性特定疾病児とその家族が安心して適切な医療や支援を受けて療養生活が送れるよう，訪問看護ステーションや市町のこども家庭センター等との連携強化を図るとともに，各種相談窓口の周知や，サービスに関する情報提供，患者やその家族間の交流を促進します。

(ウ) 在宅医療

- 多様なニーズを持つ在宅療養者や在宅療養希望者が安心して医療を受けられるよう，医療機関や訪問看護ステーション，後方支援病院など関係機関のネットワーク化や，緊急時の対応を含め，地域の実情に応じた多職種連携による在宅医療連携体制の整備を推進します。
- 医療的ケアが必要な障害児等が，生活の場で必要な医療や療育等の支援を受けられる環境づくりを推進するため，医療的ケア児等支援センターとの連携を図るとともに，関係者間による協議・意見交換の場を設置します。
- 人生の最終段階において，本人の意志を尊重した医療やケアが提供できるよう市町や関係団体と連携し，医療・介護関係者のACPに係る知識や技術の向上を図ると共に，地域住民へのACPに関する普及啓発に取り組みます。

【肝属保健医療圏】

【図表資-5-189】肝属保健医療圏 がんの医療連携体制図



[県健康増進課作成]

【図表資-5-190】肝属保健医療圏 がん医療機能基準

A 予防・早期診断機能

- ・ がんの診断が可能である。
- ・ 精密検査ができる施設への紹介ができる。

B 専門的がん診療機能

- ・ 手術療法及び化学療法を実施している。
- ・ がんの診断、治療に必要な検査が可能である。
- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。
- ・ 必要・希望に応じてセカンドオピニオンの提供と紹介ができる。
- ・ 初期段階からの緩和ケアが可伴である。

C 地域がん診療連携拠点病院

- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。
- ・ 手術・放射線・化学療法等を含めた集学的な治療が実施できる。
- ・ 専門的な緩和ケアチームを配置している。
- ・ セカンドオピニオンを受け入れている。

D 外来かかりつけ医

- ・ 経過観察に必要な検査が実施できる。
- ・ 専門的診療機関や緩和ケア、生活支援等の関係機関との連携がとれている。
- ・ 対象者の治療過程を見据えた継続的な療養管理ができる。
- ・ 必要・希望に応じてセカンドオピニオンへの紹介ができる。

【薬局】

- ・ 薬学的管理指導等及び副作用のフォローアップができる。
- ・ 医薬用麻薬の調剤ができる。
- ・ 入退院時の薬物療法の連携が可能である。

E. 在宅療養支援

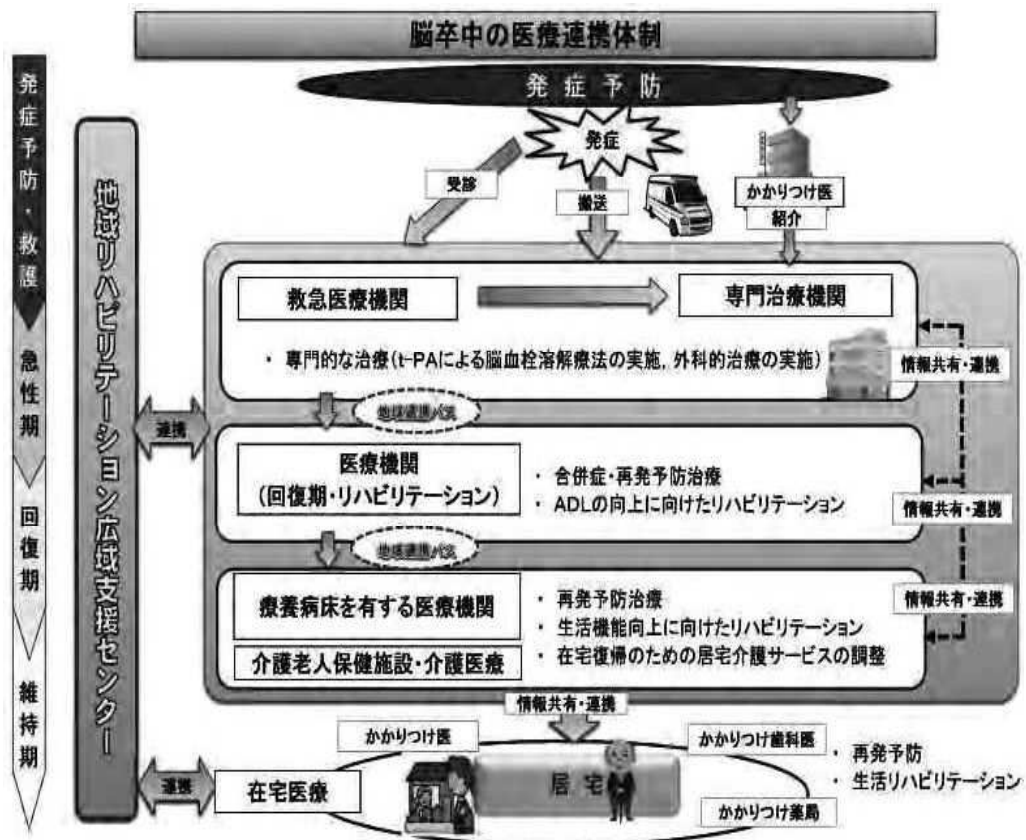
- ・ 往診または訪問診療が可能である。
- ・ 医療用麻薬の提供が可能であることが望ましい。

【薬局】

- ・ 薬学的管理指導等及び副作用のフォローアップができる。
- ・ 医薬用麻薬の調剤ができる。
- ・ 入退院時の薬物療法の連携が可能である。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-191】肝属保健医療圏 脳卒中の医療連携体制



[県健康増進課作成]

【図表資-5-192】肝属保健医療圏 脳卒中の医療機能基準

初期対応施設 (救急診断)

- ・ 直ちにCTが撮影できる。
- ・ t-PA治療施行若しくは適応患者の推定が可能である。
- ・ 脳卒中急性期施設と速やかに連携がとれる。
- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。
- ・ 転院・退院調整機能を持ったスタッフがいる(専任の必要はない)。

急性期施設 (救急医療機能)

- ・ 脳卒中の専門的治療が診療ガイドラインに則して実施できる。
- ・ 専門的治療が24時間実施できる体制が望まれる。
- ・ 血液検査や画像検査(CT又はMRI)が24時間実施できる体制が望まれる。
- ・ t-PA治療並びに血栓回収療法が可能な体制が望ましい。
- ・ 呼吸・循環管理、栄養管理が可能で、高血圧、糖尿病、心房細動に対応できる。
- ・ リスク管理のもとに、早期リハビリが可能である。
- ・ 転院・退院調整機能を持ったスタッフがおおり、転院・退院に際し患者及び家族を精神的にサポートしている(専任の必要はない)。
- ・ 退院時カンファレンス又は共同指導体制が望まれる。
- ・ 地域のケアマネージャーと連携がとれている。

回復期施設 (身体のリハビリ回復体制)

- ・ 脳疾患リハの施設基準を取得している。
- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。
- ・ 再発予防(抗血小板療法、抗凝固療法)、高血圧、糖尿病、心房細動などに対応できる。
- ・ 口腔ケア及び摂食機能訓練が可能である(資格は問わない)。
- ・ 入退院・転院調整機能を持ったスタッフがおおり、転院・退院に際し患者及び家族を精神的にサポートしている(専任の必要はない)。
- ・ 歯科医との連携が望ましい。
- ・ 地域のケアマネージャーと連携がとれている。
- ・ 転院時及び退院時カンファレンスが望まれる。

維持期施設 (日常生活への復帰・維持リハビリ体制)

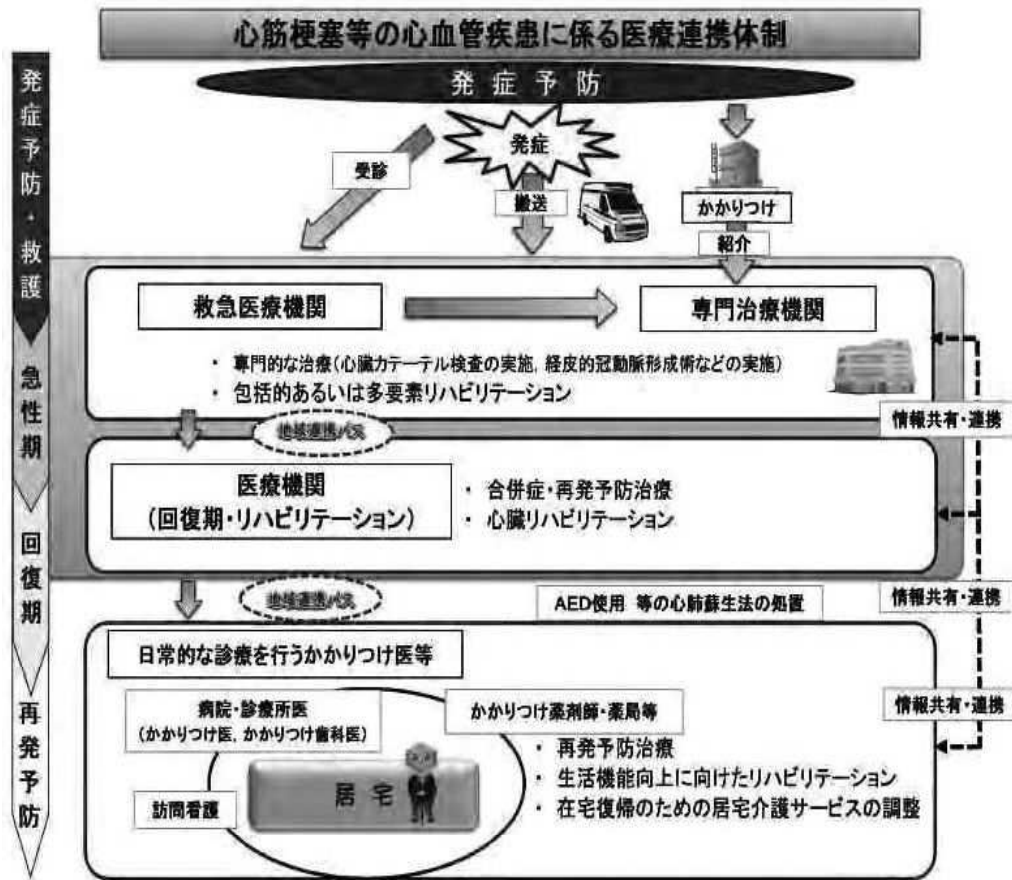
- ・ 再発予防(抗血小板療法、抗凝固療法)、高血圧、糖尿病、心房細動などに対応できる。
- ・ 生活機能の維持向上のためにリハビリを実施している(担当者の資格は問わない)。
- ・ 可能な患者には離床して食事をとらせている。
- ・ 口腔ケア及び認知症への対応ができることが望ましい。
- ・ 入退院・転院調整機能を持ったスタッフがおおり、転院・退院に際し患者及び家族を精神的にサポートしている(専任の必要はない)。
- ・ 歯科医との連携が望ましい。
- ・ 地域のケアマネージャーと連携がとれている。

かかりつけ施設 (予防・初期相談・生活の場での療養支援体制)

- ・ 当該患者の状況を総合的に把握している。
- ・ 再発予防(抗血小板療法、抗凝固療法)、高血圧、糖尿病、心房細動などに対応できる。
- ・ 患者が希望する場合には、訪問診療が可能であることが望ましい。
- ・ 急変時の初期相談又は対応が可能で、急性期施設との連携がとれている。
- ・ 口腔ケア(歯科医との連携でも可)及び認知症への相談にのれ、各診療科医との連携がとれていることが望ましい。
- ・ ケアマネージャー、訪問看護、通所・訪問リハビリなどの介護福祉サービス、薬局、歯科などと連携し、情報共有を行っていることが望ましい。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-193】肝属保健医療圏 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制



[県健康増進課作成]

【図表資-5-194】肝属保健医療圏 心筋梗塞等の心血管疾患の医療機能基準

応急医療施設（確実な診断と迅速な搬送）

- ・ 全身状態の把握，初期診断（トロポニンなどの血液検査，心電図，心エコー）並びに応急治療を実施できる。
- ・ 急性期医療機関（循環器救急病院）や搬送機関との連携のもと，搬送に関する判断や支援を行うことができる。
- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。

急性期施設（急性期の集中的治療）

- ・ 血液検査（トロポニンなど）や心電図，心エコーが24時間実施できる。
- ・ 緊急心臓カテーテル検査，並びに緊急PCIが24時間実施できる。
- ・ 冠動脈バイパス手術の適応を推定し，手術可能な医療機関と連携している。
- ・ 心不全の管理治療及び不整脈等合併症の管理治療が可能である。
- ・ リスク管理のもとに，早期リハビリができる。
- ・ 転院・退院調整機能を持ったスタッフがあり，転院・退院に際し，患者・家族の精神的サポートができる。
- ・ 転院・退院時カンファレンスを実施できる。
- ・ 地域のケアマネジャーと連携がとれている。
- ・ 転院先と定期的会合を開催できる。
- ・ 回復期や維持期を担う医療機関と，診療情報や治療計画を共有・連携できる。
- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。

回復期施設（日常生活への復帰）

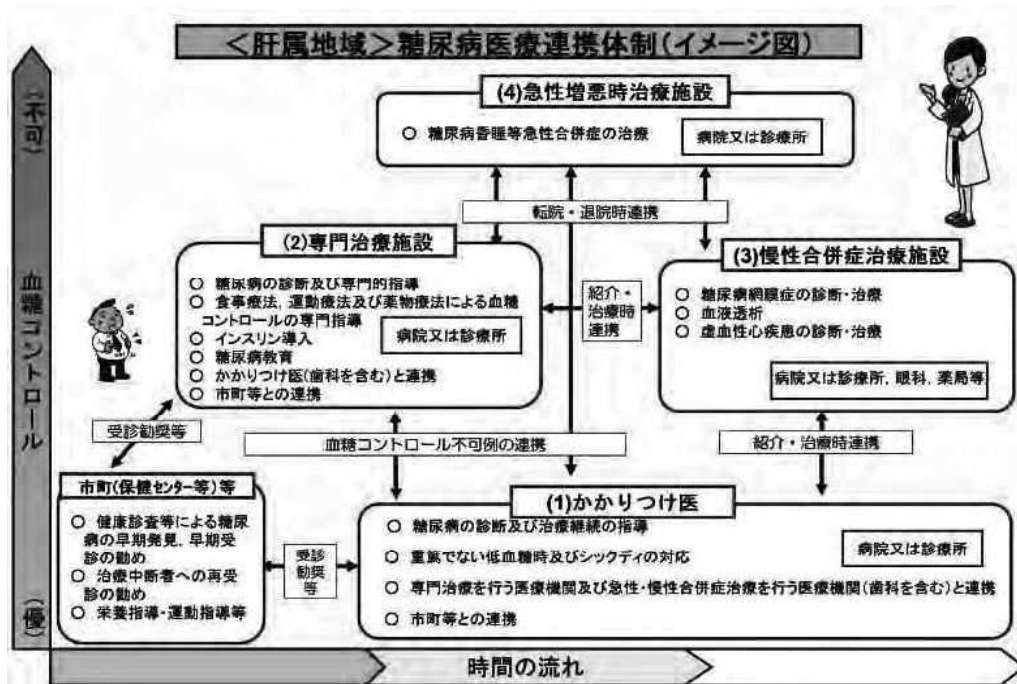
- ・ 心機能回復のためのリハビリテーションが可能である。
- ・ 運動機能等の雇用に対するリハビリテーションが可能である。
- ・ 血液検査（トロポニンなど）や心電図，心エコーができる。
- ・ 心不全，不整脈等合併症の管理及び治療が可能である。
- ・ 再発予防に向けた治療等に対応できる。
- ・ 入退院・転院調整機能を持ったスタッフがあり，転院・退院に際し，患者・家族の精神的サポートができる。
- ・ 急性期や維持期を担う医療機関と，診療情報や治療計画を共有・連携できる。
- ・ 地域のケアマネジャーと連携がとれている。
- ・ 転院時・退院時のカンファレンスを実施できる。
- ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。

かかりつけ医施設（在宅期）

- ・ 患者の状態を総合的に把握している。
- ・ 発症及び再発予防，高血圧，糖尿病，脂質異常症，心不全などの管理ができる。一般検査（心電図，血液・尿検査等）ができる。
- ・ 急性期や回復期を担う医療機関と，診療情報や治療計画を共有・連携できる。
- ・ 循環器救急病院（急性期施設）と連携を図っており，再発を疑わせる症状へ即時対応ができ，心機能異常の早期発見ができることが望ましい。
- ・ 訪問診療ができることが望ましい。
- ・ 各診療科医との連携ができる。
- ・ ケアマネジャー，訪問看護，介護福祉サービス，薬局，歯科などと連携し，情報共有を行っていることが望ましい。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-195】肝属保健医療圏 糖尿病の医療連携体制図



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-196】肝属保健医療圏 糖尿病の医療機能基準

かかりつけ医

- ・ 糖尿病の診断及び治療継続の指導ができる。
- ・ 重篤でない低血糖時及びシックデイの対応ができる。
- ・ 専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関（歯科を含む）と連携が可能である。
- ・ 市町（保健センター等）等と連携ができる。

専門治療施設

- ・ 糖尿病の診断及び専門的指導ができる。
- ・ 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールの専門指導が実施できる。
- ・ インスリン導入が可能である。
- ・ 糖尿病教育ができる。
- ・ かかりつけ医（歯科を含む）と連携ができる。
- ・ 市町（保健センター等）等と連携ができる。

慢性合併症治療施設

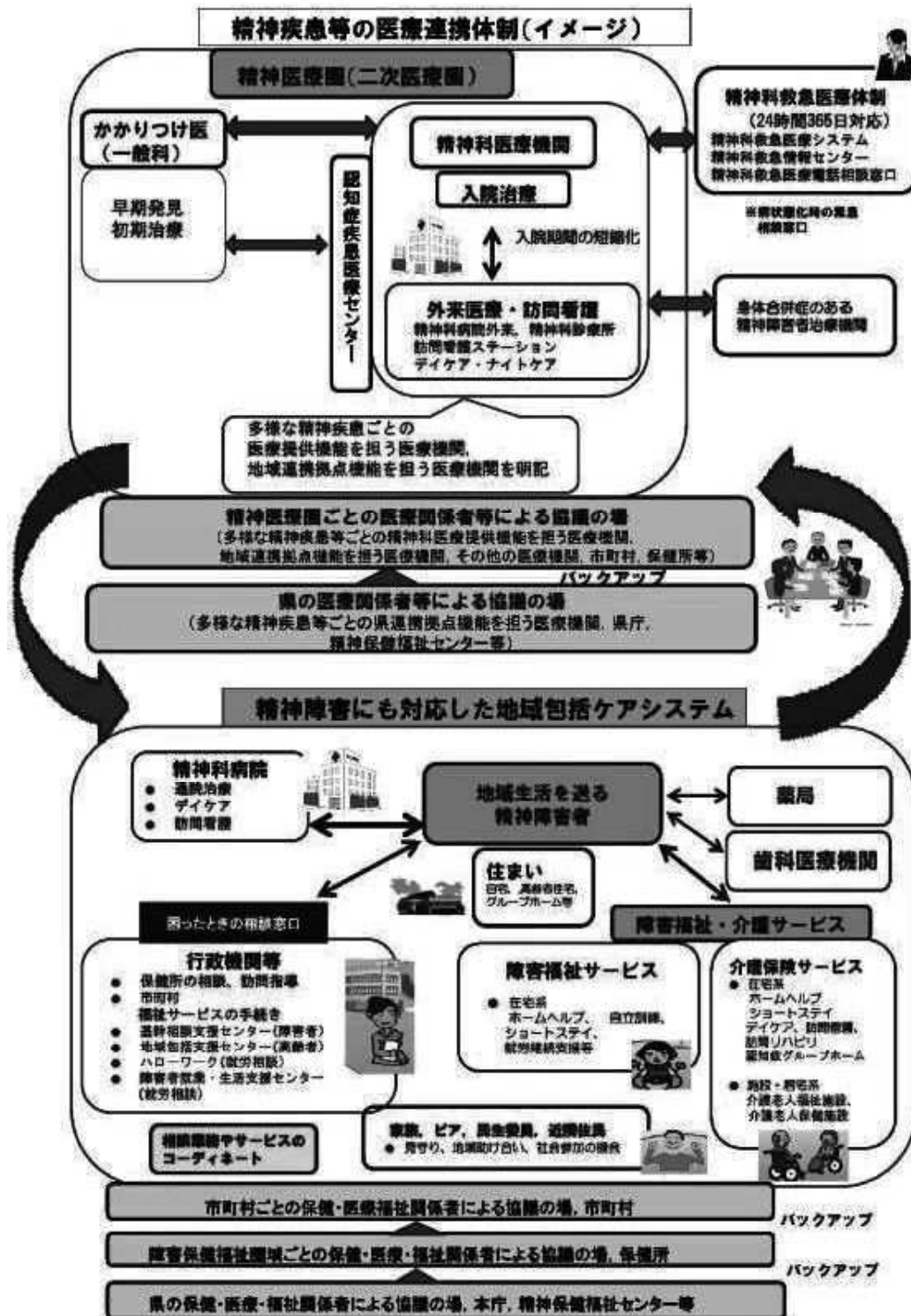
- ・ (1)糖尿病網膜症の診断・治療が可能である。
- ・ (2)血液透析が可能である。
- ・ (3)虚血性心疾患の診断・治療が可能である。
(上記(1)～(3)のいずれか一つでも可、医療機関一覧では、(1)を網膜症、(2)を血液透析、(3)を心疾患と表示)
- ・ 薬局において薬学的管理指導等ができる。

急性増悪時治療施設

- ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が可能である。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-197】肝属保健医療圏 精神疾患等の医療連携体制



[県障害福祉課作成]

【図表資-5-200】肝属保健医療圏 救急医療の医療機能基準

初期救急医療

- ・ 休日又は夜間における日常的疾病、けが等の救急患者に対応できる。

第二次救急医療

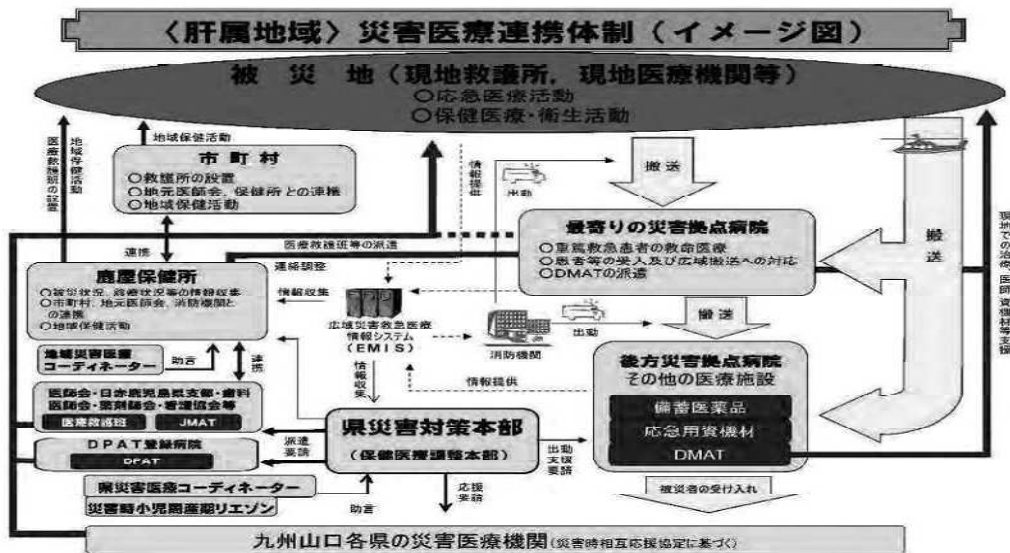
- ・ 休日又は、夜間における入院医療を必要とする重症患者に対応できる。
- ・ 初期救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診察を行う。

第三次救急医療

- ・ 24時間診療体制で、心筋梗塞、頭部外傷、脳卒中等の重篤救急患者に対応できる。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-201】肝属保健医療圏 災害医療の連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-202】肝属保健医療圏 災害医療の医療基準

災害拠点病院

重篤救急患者の救命医療, 救護所等からの患者の受け入れ及び広域搬送への対応を行う。

人工呼吸器対応医療機関

災害時において人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。

在宅酸素療養対応医療機関

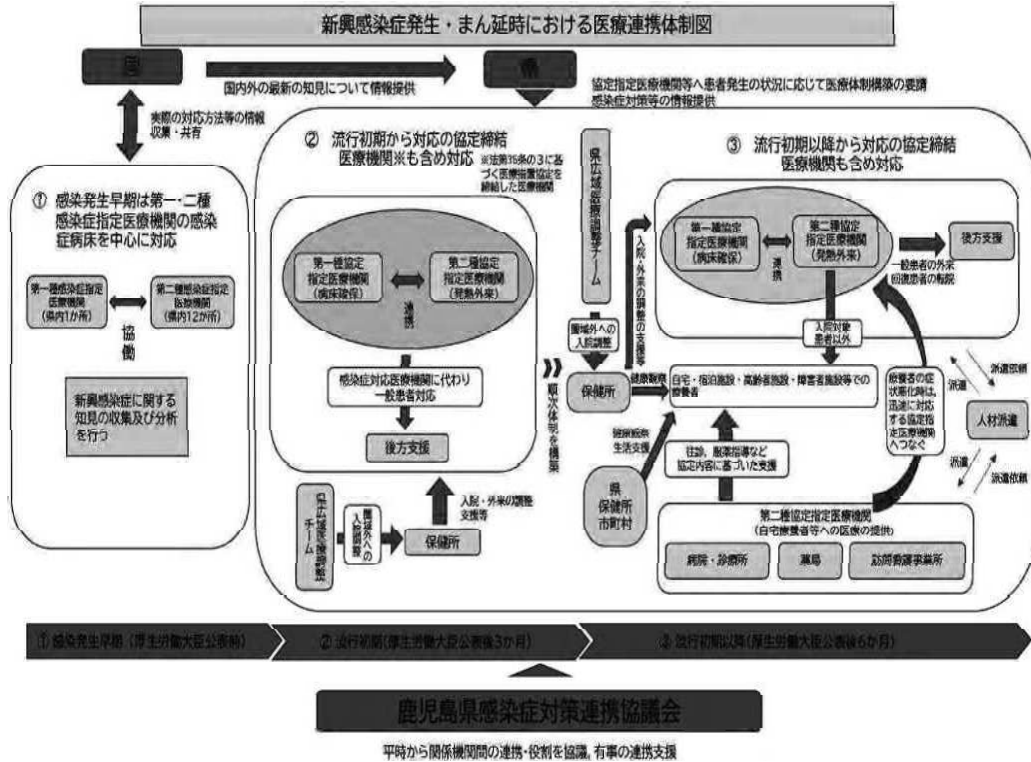
災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。

透析治療対応医療機関

災害時において透析治療ができる。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-203】肝属保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療連携体制



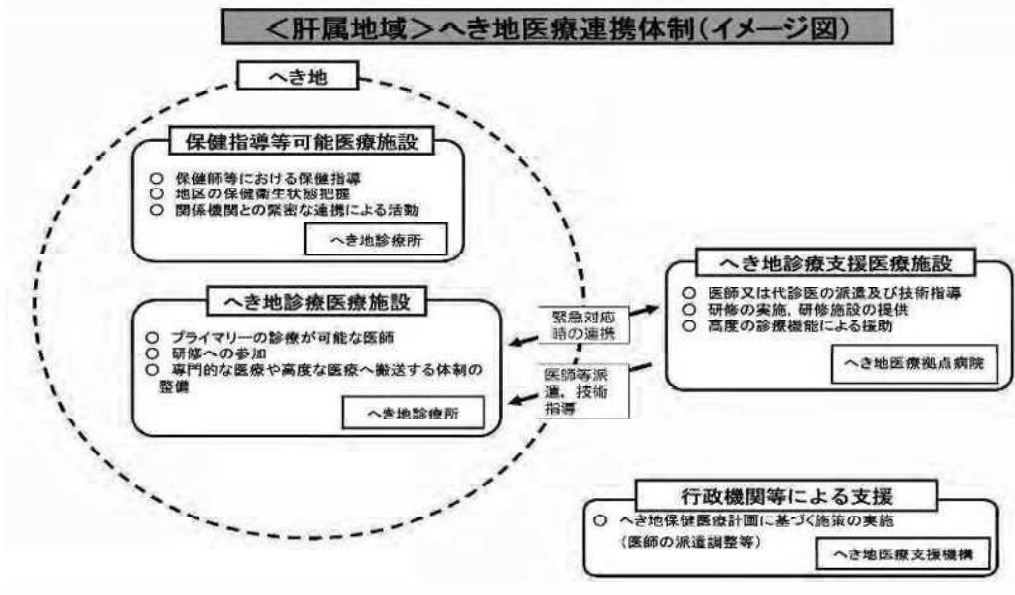
[県健康増進課作成]

【図表資-5-204】肝属保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> 確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施すること。 県からの要請後速やかに即応病床化すること。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有し、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、発熱外来を行うこと。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業者間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。 機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、医療の提供を行うこと。 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。 関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。 自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上の医療従事者の派遣をすること。 自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-205】肝属保健医療圏 へき地医療の医療連携体制



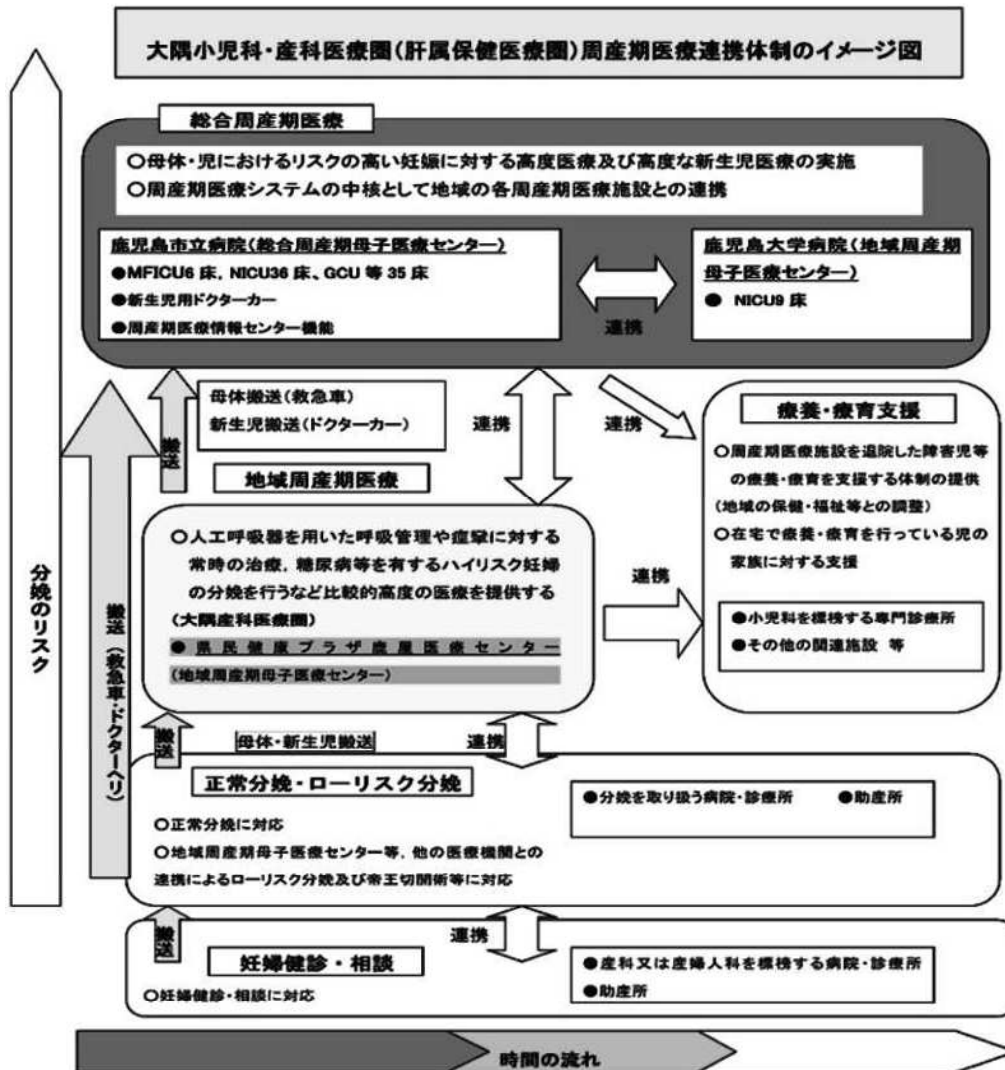
[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-206】肝属保健医療圏 へき地医療の医療機能基準

<p>保健指導等可能医療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師等による保健指導の実施 ・ 地区の保健衛生状態の把握 ・ 保健指導を担う関係機関との緊密な連携に基づく地区の実情に応じた活動 <p>へき地診療医療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライマリケアの診療が可能な医師 ・ へき地医療拠点病院等における研修への参加 ・ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制の整備 <p>へき地診療支援医療施設（へき地医療拠点病院）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所への代診医等の派遣及び技術指導 ・ へき地の医療従事者に対する研修の実施、研修施設の提供 ・ 高度医療の実施が必要な場合、へき地診療所と連携した適切な医療の提供
--

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-207】肝属保健医療圏 周産期医療の連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-208】大隅（曾於・肝属）保健医療圏 周産期医療の医療機能基準

A 妊婦健診・相談

(医療機関)

- ・産科に必要とされる検査・診断・治療が実施できる。
- ・妊産婦の相談に対応できる。
- ・妊産婦のメンタルヘルスの対応ができる。

(助産所)

- ・産科に必要とされる検査が実施できる。(助産所で分娩する方のみ)
- ・妊産婦の相談に対応できる。
- ・妊産婦のメンタルヘルスの対応ができる。

B 正常分娩・ローリスク分娩

(医療機関)

- ・正常分娩・ローリスク分娩を安全に実施できる。
- ・他の医療機関との連携により、合併症や帝王切開術その他の手術に対応できる。
- ・リスク管理の必要な妊産婦について、地域周産期医療施設、総合周産期医療施設との相互連携で対応できる。

(助産所)

- ・正常分娩を安全に実施できる。
- ・出産について、地域周産期医療施設と相互連携して対応できる。

C 地域周産期医療

- ・産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為ができる。
- ・地域周産期医療関連施設と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行うことが望ましい。

・産科には、緊急帝王切開術等高度な医療を提供することができる施設及び分娩監視装置、超音波診断装置、微量輸液装置、その他産科医療に必要な設備を備えている。

・小児科等には、新生児病室又は新生児集中治療管理室(NICU)を有し、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えている。

・産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)は、それぞれ24時間体制を確保するために必要な職員を配置している。

・産科については、帝王切開術が必要な場合、できるだけ速やかに児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員を配置している。

D 総合周産期医療

・産科及び小児科(新生児集中治療管理室を有する。)、麻酔科その他の関係診療科目を有する。

・合併症妊娠、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる。

・地域周産期医療関連施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核として地域周産期医療関連施設との連携を図る。

・分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものとする)、その他母体・胎児集中治療に必要な設備を備えた母体・胎児集中治療管理室又は同等の機能(以下「MFICU等」という。)を有する。

・新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えた新生児集中治療管理室(NICU)を有する。

・MFICU等及びNICUの後方病室及び必要な設備を有する。

・医師の監視のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療器械を搭載した周産期医療に利用しうるドクターカーを必要に応じ整備する。

・血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、エックス線検査超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものとする)による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能である。

・血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。

・MFICU等及びNICUは、24時間診療体制を確保するために、常時担当医師及び必要な職員が勤務している。

E 療養・療育支援

・児の救急時に備えた、救急対応可能な病院との連携ができる。

・医療、保健及び福祉サービス(レスパイトを含む)と連携、調整し療養・療育ができる。

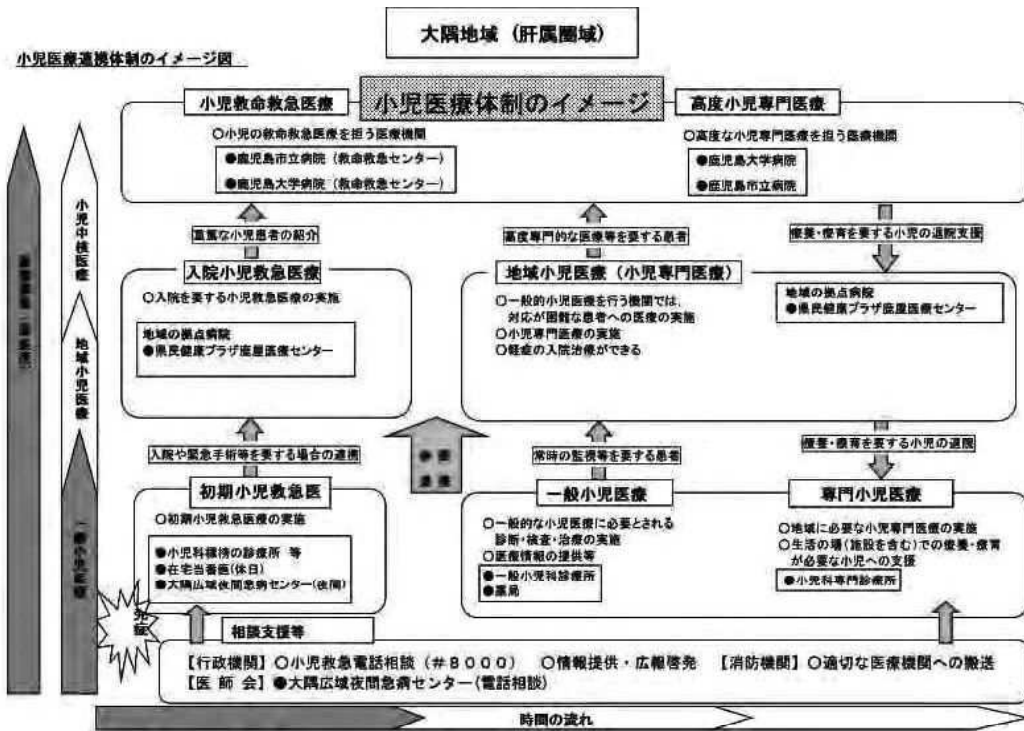
・地域、総合周産期母子医療センター等と連携し、療養・療育の必要な児の情報(診療情報や治療計画)を共有している。

・自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援ができる。

・家族に対する精神的サポート等の支援ができる。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-209】大隅（曾於・肝属）地域 小児・小児救急医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-210】大隅（曾於・肝属）地域 小児・小児救急医療の医療機能基準

【一般小児医療】

A 相談支援等

(家族等周辺者)

- ・ 不慮の事故のリスク排除ができる。

(消防機関等)

- ・ 救急医療情報システムを活用し、適切な搬送ができる。

(行政機関)

- ・ 情報提供・広報啓発ができる。
- ・ 小児救急電話相談の啓発ができる（#8000、大隅広域夜間急病センター）。

B 一般小児医療(初期小児救急医療を除く)

- ・ 一般的な小児医療に必要なとされる診断・検査・治療が実施できる。
- ・ 薬局による薬学的管理指導ができる。

C 専門小児医療(初期小児救急医療を除く)

- ・ 急変時に備え、他の医療機関と連携対応している。
- ・ 小児専門医療との診療情報の共有ができる。
- ・ 療養・療育が必要な小児に対する支援ができる。(他医療機関との連携を含む)
- ・ 保健・福祉サービスとの調整ができる。
- ・ 慢性疾患の急変時に備えた、小児専門医療機関や小児中核医療機関との連携ができる。
- ・ 患者・家族への精神的支援ができる。

D 小児専門医療(地域の拠点病院)

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療ができる。
- ・ 常時監視・治療の必要な患者等に対する入院治療ができる。
- ・ 一般小児及び専門小児医療機関との連絡・連携体制ができる。
- ・ 救急疾患や慢性疾患等の急変時に備えた小児中核医療機関との連携ができる。
- ・ より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る小児中核医療機関との連携ができる。
- ・ 療養・療育を要する小児の退院支援に係る他機関との連携ができる。
- ・ 保健・福祉サービスとの調整ができる。
- ・ 患者・家族への精神的支援ができる。

E 高度な小児専門医療(小児中核医療)

- ・ 広範囲の臓器専門医療を含めた、地域小児医療機関では、対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる。

【小児救急医療】

A 初期小児救急医療

- ・ 在宅当番医等における初期小児救急医療を実施できる。
- ・ 緊急手術や入院等を要する場合に備えた、対応可能な医療機関との連携ができる。
- ・ 開業医等による、病院の開放施設や初期小児救急医療への参画ができる。

B 小児救急医療

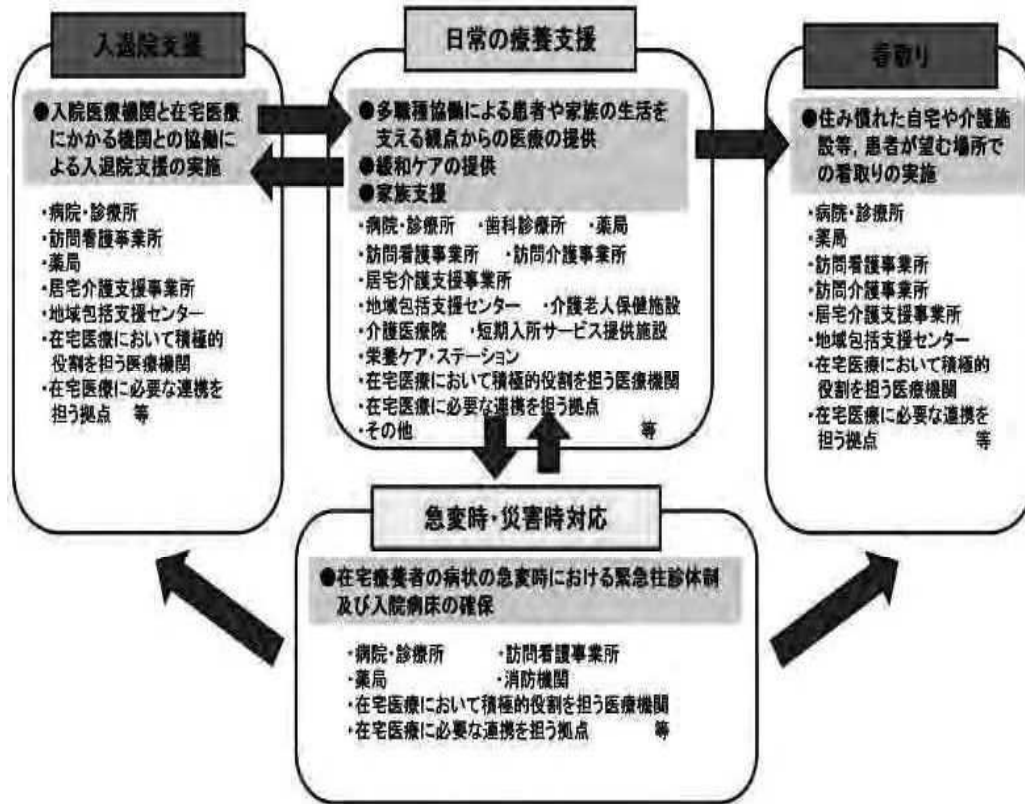
- ・ 入院を要する小児救急医療に24時間体制で対応できる。
- ・ 一般の医療機関と連携した入院を要する小児救急医療が実現できる。
- ・ より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る小児救命救急医療との連携ができる。
- ・ 療養・療育を要する小児の退院支援等に係る連携ができる。
- ・ 患者・家族への精神的支援ができる。

C 小児の救命救急医療

- ・ 地域小児医療機関からの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした、重篤な小児患者に対する24時間365日体制の救急医療ができる。
- ・ 小児集中治療室(PICU)を運営することが望ましい。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-211】肝属保健医療圏 在宅医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-212】肝属保健医療圏 在宅医療の医療機能基準

医療機能	【入 退 院 支 援】		【日常の療養支援】		【急変時・災害時対応】		【看 取 り】	
	在宅医療に係る期間	入院医療機関	在宅医療に係る期間	入院医療機関	在宅医療に係る期間	入院医療機関	在宅医療に係る期間	入院医療機関
<p>①入院時支援担当者(業務含む)を配置している。</p> <p>②入院初期から退院後の生活を視野に入れた支援準備をしている。</p> <p>③地域の在宅医療及び介護資源の活用・調整を心がけている。</p> <p>④退院後に起こりうる病状の変化やその対応について、直接・間接的に在宅医療に係る機関と情報を共有している。</p>	<p>①在宅療養者のニーズに応じた医療資源の調整を行っている。</p> <p>②ニーズに応じた介護資源の調整を行うため、関係者と連携している。</p> <p>③関係者間で今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携している。</p>	<p>①在宅療養者のニーズに応じた医療資源の調整を行っている。</p> <p>②ニーズに応じた介護資源の調整を行うため、関係者と連携している。</p> <p>③がんや認知症など、疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。</p> <p>④身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる連携体制を整備している。</p> <p>⑤医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している。</p>	<p>①急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。</p> <p>②急変時、在宅療養者や家族から求めが応可能な体制を確保している。もしくは、関係機関と連携し、24時間対応が可能な体制を確保している。</p> <p>③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。</p>	<p>①地域からの急変時に相談し、必要に応じて受け入れを行う。</p> <p>②自院で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している。</p> <p>③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。</p>	<p>①終末期に出現する症状に対する在宅療養者や家族の不安に対応し、本人が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。</p> <p>②在宅療養者や家族に対して、医療や介護、看取りに関する適切な情報提供を行うことができる。</p> <p>③終末期療養(介護施設等を含む)に對し、支援することができる。</p>	<p>①終末期に出現する症状に対する在宅療養者や家族の不安に対応し、本人が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。</p> <p>②在宅療養者や家族に対して、医療や介護、看取りに関する適切な情報提供を行うことができる。</p> <p>③終末期療養(介護施設等を含む)に對し、支援することができる。</p>	<p>①在宅療養者のニーズに応じた医療資源の調整を行っている。</p> <p>②ニーズに応じた介護資源の調整を行うため、関係者と連携している。</p> <p>③がんや認知症など、疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。</p> <p>④身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる連携体制を整備している。</p> <p>⑤医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している。</p>	<p>①在宅療養者のニーズに応じた医療資源の調整を行っている。</p> <p>②ニーズに応じた介護資源の調整を行うため、関係者と連携している。</p> <p>③がんや認知症など、疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。</p> <p>④身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる連携体制を整備している。</p> <p>⑤医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備している。</p>
求められる事項	<p>【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】</p> <p>① 医療機関が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、在宅療養者の病状の急変時における診療の支援を行う。</p> <p>② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係医療機関に働きかける。</p> <p>③ 在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を図る。</p> <p>④ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や療養の負担軽減につながるサービスを適切に紹介する。</p> <p>⑤ 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受け入れに努める。</p> <p>⑥ 地域住民に対し、在宅医療の内容及び地域の医療及び介護資源に関する情報提供を行う。</p> <p>【在宅医療に必要な連携を担う拠点】</p> <p>① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題抽出及びその対応策の検討等を実施すること。</p> <p>② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと。</p> <p>③ 質の高い在宅医療をより効果的に提供するため、関係機関の連携により急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。</p> <p>④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。</p> <p>⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。</p>							

〔大隅地域振興局作成〕